

岩手県森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業実施要領

平成30年6月18日	制 定	林振第189号
令和元年8月30日	一部改正	林振第251号
令和元年12月17日	一部改正	林振第476号
令和3年6月3日	一部改正	林振第133号
令和4年2月25日	一部改正	林振第516号
令和4年5月25日	一部改正	林振第116号
令和5年6月13日	一部改正	林振第149号
令和6年5月30日	一部改正	林振第116号
令和7年6月27日	一部改正	林振第157号

第1 趣旨

カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するため、市町村が行う岩手県森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業（以下「事業」という。）、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）別表2に掲げる事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）のうち森林整備法人等及び選定経営体（以下「経営体等」という。）が行う事業（ただし、国交付等要綱別表2に掲げる区分のうち「間伐材生産」、「路網整備・機能強化」及び「低コスト再造林対策」に限る。）並びに新たに造林事業を開始する者、林業者等の組織する団体及び林業・木材製造業労働災害防止協会岩手県支部（以下「林業者等組織団体等」という。）が行う事業（ただし、国交付等要綱別表2に掲げる区分のうち「林業の多様な担い手の育成」に限る。）の実施については、国交付等要綱及び林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

第2 事業の内容

- 1 事業の内容は、国実施要領第1第1項のとおりとする。
- 2 事業の目標、メニュー、事業内容等、事業実施主体は、国実施要領別表2のとおりとし、その交付対象経費については、国実施要領別紙1のとおりとする。
なお、国交付等要綱第3第4項に規定する災害等緊急に対応するための事業（以下「災害等緊急対応事業」という。）については、林野庁長官及び知事が別に定めるところによるものとする。

第3 事業計画の作成等

第2の事業における事業計画の作成等については、別記のとおりとする。

第4 県の助成措置

県は、毎年度、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費の一部について、市町村、経営体等又は林業者等組織団体等に対して補助金を交付する。なお、補助金により助成する個々の事業は、単年度に完了することを原則とする。

第5 達成状況報告等

市町村又は林業者等組織団体等は、知事が別に定めるところにより、事業の実施状況及び事業計画に定めた指標の目標値の達成状況を知事に報告するものとする。

第6 事業評価

市町村又は林業者等組織団体等は、知事が別に定めるところにより、事業に係る事前評価及び事後評価を実施するものとする。

第7 改善措置等

- 1 市町村又は林業者等組織団体等は、事業計画において個々に設定した指標の達成状況が低調である場合は、その原因を調査・分析するとともに、必要な措置を講じ、その結果を知事に報告するものとする。なお、低調である場合とは、国実施要領第8の1のとおりとする。
- 2 知事は、前項の報告に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第8 事業の適正な執行の確保等

- 1 市町村が行う事業については、事業の円滑な実施及び補助金の適正な執行を図るため、関係行政機関等との連携の下、事業実施主体に対して総括的な指導監督を行うものとする。
- 2 知事は、市町村、経営体等又は林業者等組織団体等に対し、事業の実施及び補助金の執行に関する資料の提出を求めることができるものとし、必要に応じて、助言及び指導、調査等を行うものとする。

第9 国からの交付決定前の着手

事業の着手（装置等の発注を含む。）は、原則として国からの交付金の交付決定を受けた上で、県からの補助金の交付決定を受けて行うものとし、やむを得ない事情により、国からの交付金の交付決定前に着手する必要がある場合は、知事が別に定めるところにより、協議を行うものとする。

第10 環境負荷低減の取組

事業実施主体は、「環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）」（様式第6号－1）又は「環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）」（様式第6号－2）を補助金の交付に係る申請書類及び事業の完了に係る報告書類に添付するものとする。

第11 その他

事業の実施に必要な事項は、この要領に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成30年6月18日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年8月30日から施行し、令和元年度に交付する補助金から適用する。
- 2 改正後の要領に規定する様式は、この要領の施行の日以後に適用し、同日前に提出した様式については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年12月17日から施行し、令和元年10月12日以後に事業実施主体が行う取組について適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年6月3日から施行し、令和3年度に交付する補助金から適用する。
- 2 改正後の要領に規定する様式は、この要領の施行の日以後に適用し、同日前に提出した様式については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年2月25日から施行し、令和3年度に交付する補助金から適用する。
- 2 改正後の要領に規定する様式は、この要領の施行の日以後に適用し、同日前に提出した様式については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年5月25日から施行し、令和4年度に交付する補助金から適用する。
- 2 改正後の要領に規定する様式は、この要領の施行の日以後に適用し、同日前に提出した様式については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年6月13日から施行し、令和5年度に交付する補助金から適用する。
- 2 改正後の要領に規定する様式は、この要領の施行の日以後に適用し、同日前に提出した様式については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和6年5月30日から施行し、令和6年度に交付する補助金から適用する。
- 2 改正後の要領に規定する様式は、この要領の施行の日以後に適用し、同日前に提出した様式については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和7年6月27日から施行し、令和7年度に交付する補助金から適用する。
- 2 改正後の要領に規定する様式は、この要領の施行の日以後に適用し、同日前に提出した様式については、なお従前の例による。

別記 1（市町村又は経営体等の場合）

1 事業計画の作成

- （1） 国交付等要綱第3第2項第1号の事業を実施しようとする市町村又は経営体等は、国実施要領第2第6項の事項に留意し、事業の達成状況を明らかにするため、同項第2号に従い、目標を定量化する指標（以下「指標」という。）を定めた上で事業計画（様式第1号）を作成するものとする。
- （2） 災害等緊急対応事業を実施しようとする市町村又は経営体等は、林野庁長官が別に定める規定を除き（1）の規定を準用するものとする。
- （3） 事業計画の作成については、（1）及び（2）によるほか、知事が別に定めるところによるものとする。

2 事業計画の承認

- （1） 市町村又は経営体等は、作成した事業計画を様式第2号により所管する広域振興局長（以下「局長」という。）を経由し、知事に申請するものとする。なお、当該申請に当たっては、事前点検シート（様式第3号）、補助金チェックリスト（様式第4号－1から様式第4号－4）、特認団体協議書（様式第5号）を必要に応じて添付するものとする。
- （2） 知事は、前号により申請のあった事業計画について、実施要件を満たしているか、指標が適切に設定されているか、指標の達成に資する事業内容となっているか等を審査し、適切であると認める場合には、これを承認するものとする。
- （3） 知事は、事業計画を承認したときは、局長を経由し、市町村又は経営体等にその旨通知するものとする。

3 事業計画の変更

市町村又は経営体等は、事業計画について、次に掲げる変更を行う場合は、様式第2号により局長を経由し、知事に事業計画の変更を申請するものとする。

なお、その手続については、1及び2に準じて行うものとし、各事業において次に該当する場合とする。

- （1） 国実施要領別表2に規定する目標（以下「目標」という。）ごとの国実施要領第2第1項に規定する指標（指標の種類及び数値）の変更、追加又は廃止
- （2） 目標ごとの事業実施主体の新設

別記2（林業者等組織団体等の場合）

1 事業計画の作成

- （1） 国交付等要綱第3第2項第1号の事業を実施しようとする林業者等組織団体等は、国実施要領第2第6項の事項に留意し、事業の達成状況を明らかにするため、同項第2号に従い、目標を定量化する指標（以下「指標」という。）を定めた上で事業計画（様式第1号）を作成するものとする。
- （2） 災害等緊急対応事業を実施しようとする林業者等組織団体は、林野庁長官が別に定める規定を除き（1）の規定を準用するものとする。
- （3） 事業計画の作成については、（1）及び（2）によるほか、知事が別に定めるところによるものとする。

2 事業計画の承認

- （1） 林業者等組織団体等は、作成した事業計画を様式第2号により知事に申請するものとする。なお、当該申請に当たっては、補助金チェックリスト（様式第4号－1から様式第4号－4）を必要に応じて添付するものとする。
- （2） 知事は、前号により申請のあった事業計画について、実施要件を満たしているか、指標が適切に設定されているか、指標の達成に資する事業内容となっているか等を審査し、適切であると認める場合には、これを承認するものとする。
- （3） 知事は、事業計画を承認したときは、林業者等組織団体等にその旨通知するものとする。

3 事業計画の変更

林業者等組織団体等は、事業計画について、次に掲げる変更を行う場合は、様式第2号により知事に事業計画の変更を申請するものとする。

なお、その手続については、1及び2に準じて行うものとし、各事業において次に該当する場合とする。

- （1） 国実施要領別表2に規定する目標（以下「目標」という。）ごとの国実施要領第2第1項に規定する指標（指標の種類及び数値）の変更、追加又は廃止
- （2） 目標ごとの事業実施主体の新設